

令和2年4月13日

保護者の皆様へ

横浜市教育委員会
横浜市立太尾小学校
校長 館 雅之

緊急事態宣言の発令に伴う市立学校における一斉臨時休業についてのお願い **～本校の緊急受入れ、校庭開放、健康観察、学習課題について～**

保護者の皆様には、日頃より横浜の教育の推進に対して、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

先日、「市立学校における一斉臨時休業についてのお願い」で、一斉臨時休業が4月20日までとお知らせしましたが、この度の緊急事態宣言を受けて、県の教育委員会から、県内市町村の公立学校の対応について要請がありました。これを踏まえて、横浜市立学校では一斉臨時休業期間を5月6日まで延長することとなりました。なお、その間「緊急受入れ」「校庭開放」は実施しますが、「15日、16日の登校日」についてはなくなりましたので、ご承知おきください。

臨時休業期間

4月8日（水）から5月6日（水）まで（延長になりました）

- ※ 上記休業期間中は、特設クラブ等も実施しません。
- ※ 一斉臨時休業期間における情勢の変動等により、休業期間を延長する場合があります。

緊急受入れ

4月13日（月）～5月6日（水） 土・日・祝日を除く

※学校職員もできるだけ出勤しないよう指示が出ています。家で保護者といられる児童はできるだけ、ご家庭にいるようお願いいたします。

- 対象：1～4年生及び個別支援学級（全学年）の児童のうち、保護者の就業、
その他家庭での対応が困難な場合について、「緊急受入れ」を実施します。
例：保護者が医療従事者、社会的機能を維持するために就業する必要がある方、
ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方など
- 体調不良の児童は受け入れできません。必ず確認をお願いします。
- 時間：1年生は、 8：15～13：30 2～4年生は、8：15～14：30
- 1年生は原則として保護者等の送迎をお願いします。
- 学習に必要なもの、健康観察票、お弁当、水筒を持たせてください。
- 上記以外で、障害などにより1人で家庭で過ごすことが困難な場合は、
学年に 関わらずご相談ください。
- 今回は「緊急受入れカード」はありません。

4月21日（火）から5月6日（水）までの
緊急受入れの登録は右記 QR コードからお願い
します。（登録は15日（水）まで）

※4月20日まではすでに紙面で登録いただいております。



<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/form.do?id=1586740366715>

校庭開放

10:30~12:00

1・2年生は21日、24日 3・4年生は22日、27日 5・6年生は23日、28日

- 全学年が対象です。緊急受入れで登校している児童も対象になります。
- 汗を拭くためのハンカチやタオルと飲み物、健康観察票を持たせてください。

健康観察

- お子さんの健康面について、定期的にご報告をお願いします。
 - ・ 日程・4月16日（木）、23日（木）、30日（木）の3回
各日11:00までにご報告ください。
 - ・ 方法・下記QRコードからご報告ください。
 - ・ 受診された方は必ずご報告ください。
 - ・ その他・お子さんの状況について学校に知らせたいことや学校に相談したいことがある場合は、併せてコメントを記載する欄がありますのでご活用ください。

健康観察用のQRコード



<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/form.do?id=1586329727542>

学習課題

21日以降の各学年の学習課題は

「太尾小学校ホームページ」→ 「休校期間中の学習課題」 に
<https://www.edu.city.yokohama.lg.jp/school/es/futoo/index.cfm/1,0,58,html>

順次アップしていきますので、そちらをご覧ください。

※20日までの課題については変更ありません。

その他

- 5月7日（木）以降のことは後日お知らせします。学校や横浜市教育委員会のWebページ等でも最新の情報をご覧ください。